

## 番号利用事務手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等

- ・ 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する地方公共団体等（事務の委託を受けた者を含む。）をいいます。
- ・ 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務を行う者（事務の委託を受けた者を含む。）をいいます。（例：健康保険の手続において、保険者（個人番号利用事務実施者）に対して、被保険者の資格等に関する事項を届ける事業者＝個人番号関係事務実施者）
- ・ 「具体例」とは、あくまでも例であり、記載されているものに限定されているものではありません。

### 【本人から個人番号の提供を受ける場合】(1～12)

(注意)

以下1～3については、通知カードに、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は通知カードの記載事項が正しく変更されている場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（令和元年内閣府・総務省令第4号。以下「旧省令」という。）が適用され、当該通知カード記載事項が個人番号提供者にかかるものであることを証する書類等は1～3に掲げるものとする。

(身元(実在)確認書類として運転免許証等と同様に扱える書類)

- 1 旧省令第1条第1項第2号に規定する書類は、次の表に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）	税理士証票
(2)	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証
		写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
(3)	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）	戦傷病者手帳
(4)	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
(5)	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	市から送付されるプレ印字申告書・申請書等
		個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項がプレ印字された書類
(6)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書

(身元(実在)確認書類として被保険者証等と同様に扱える書類)

2 旧省令第1条第1項第3号ロに規定する書類は、次の表に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）	学生証（写真なし）
		身分証明書（写真なし）
		社員証（写真なし）
		資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
(2)	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）	地方税、国税、社会保険料又は公共料金の領収書
		納税証明書
(3)	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）	印鑑登録証明書
		戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
		住民票の写し、住民票記載事項証明書
		母子健康手帳
(4)	地方税法に規定する、特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）	特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書（以下「特別徴収税額通知書」という。）（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）
		納税通知書
		退職所得の特別徴収票
		源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）
		支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）
		特定口座年間取引報告書

(租税に関する事務の処理に関して運転免許証等の書類の提示が困難な場合に身元(実在)確認書類として運転免許証等と同様に扱える書類)

3 旧省令第1条第3項第5号に規定する事項等は、次に掲げるものとする。

	事項等	具体例
(1)	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等

- ※ 地方税関係事務のみの取扱いです。
- ※ 初回の本人確認時の取扱いは不可です。

(個人番号を示す書類の提示がない場合の身元(実在)確認書類として運転免許証等と同様に扱える書類)

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(令和2年内閣府・総務省令第6号。以下「省令」という。)第1条第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第12条に規定する税理士証票(提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。)	税理士証票
(2)	本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。)	写真付き学生証
		写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)
(3)	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)	戦傷病者手帳
(4)	省令第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)	カード等に電子的に記録された個人識別事項を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
(5)	個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの(当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。)	市から送付されるプレ印字申告書・申請書等
		個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項がプレ印字された書類
(6)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの(当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。)	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書

(個人番号を示す書類の提示がない場合の番号確認書類として提示を受けることのできる書類)

5 省令第2条第1項第6号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
(2)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）	国外転出者に還付される個人番号カード（通知カード※）

※ 通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

(個人番号を示す書類の提示がない場合の身元(実在)確認書類として被保険者証等と同様に扱える書類)

6 省令第2条第3項第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）	国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
		学生証（写真なし）
		身分証明書（写真なし）
		社員証（写真なし）
(2)	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）	資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
		地方税、国税、社会保険料又は公共料金の領収書
(3)	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）	納税証明書
		印鑑登録証明書
(4)	地方税法に規定する、特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）	戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
		住民票の写し、住民票記載事項証明書
		母子健康手帳
		特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書（以下「特別徴収税額通知書」という。）（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）
		納税通知書
		退職所得の特別徴収票
		源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）
支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）		
	特定口座年間取引報告書	

(租税に関する事務の処理に関して運転免許証等の書類の提示が困難な場合に身元(実在)確認書類として運転免許証等と同様に扱える書類)

7 省令第2条第4項第5号に規定する事項等は、次に掲げるものとする。

	事項等	具体例
(1)	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等

※ 地方税関係事務のみの取扱いです。  
 ※ 初回の本人確認時の取扱いは不可です。

(例外的に電話により個人番号の提供を受ける場合に身元(実在)確認するために申告を受ける事項)

8 省令第2条第5項に規定する事項は、次に掲げるものとする。

	事項	具体例
(1)	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	社員番号 職員番号 契約番号 保険始期日(保険終期日) 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID 証券番号 口座番号 取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高 直近の取引年月日

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。  
 ※ 初回の本人確認時の取扱いは不可です。

(本人であることが明らかであるため身元(実在)確認書類の提示を不要とする場合)

9 省令第2条第6項に規定する場合は、次に掲げるものとする。

	場合	具体例
(1)	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第二条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかなる場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
(2)	所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかなる場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
(3)	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかなる場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

(電子的に個人番号の提供を受ける場合の番号確認書類)

10 省令第3条第2号ロ前段に規定する書類は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	個人番号カード(通知カード※)	個人番号カード(通知カード※)
(2)	還付された個人番号カード(還付された通知カード※)	国外転出者に還付される個人番号カード(還付された通知カード※)
(3)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。)であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの	住民票の写し(個人番号が記載されたものに限る。)、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る。)
(4)	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)	自身の個人番号に相違ない旨の申立書

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

※ 通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

(電子的に個人番号の提供を受ける場合の番号確認書類の送信方法)

11 省令第3条第2号ロ後段に規定する方法は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法(以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。)	項番10の書類のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

(電子的に個人番号の提供を受ける場合の身元(実在)確認方法)

12 省令第3条第2号ニに規定する方法は、次の表に掲げるものとする。

	方法	具体例
(1)	地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	eLTAXで認めている電子証明書(番号利用事務実施者のみ)
(2)	民間電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。))をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(番号関係事務実施者のみ)
(3)	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。))若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること	身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信
(4)	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法	番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード

※ 原則として、個人番号利用事務実施者としては、地方税関係事務のみの取扱いです。

【本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】(13～23)

(戸籍謄本、委任状等の提示が困難な場合の代理権確認書類)

13 省令第6条第1項第3号に規定する書類は、次の表に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)	本人並びに代理人の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載及び押印のある提出書類
(2)	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)	本人しか持ち得ない書類の提示(例:個人番号カード、健康保険証)

(代理人の身元(実在)確認書類として運転免許証等と同様に扱える書類)

14 省令第7条第1項第2号に規定する書類は、4の(1)から(4)までに掲げるものとする。

(代理人が法人の場合の身元(実在)確認書類)

15 省令第7条第2項に規定する書類は、次の表に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。)並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」) ・登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む) ・印鑑登録証明書
(2)	地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)及び社員証等	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」) ・地方税、国税、社会保険料又は公共料金の領収書 ・納税証明書

(代理人の身元(実在)確認書類として被保険者証等と同様に扱える書類)

16 省令第9条第1項第2号に規定する書類は、6に掲げるものとする。

(例外的に電話により個人番号の提供を受ける場合に代理人の身元(実在)確認するために申告を受ける事項)

17 省令第9条第3項に規定する事項は、次に掲げるものとする。

	事項	具体例
(1)	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	社員番号 職員番号 契約番号 保険始期日(保険終期日) 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID 証券番号 口座番号 取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高 直近の取引年月日

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

※ 初回の本人確認時の取扱いは不可です。

(本人であることが明らかであるため代理人の身元(実在)確認書類の提示を不要とする場合)

18 省令第9条第4項に規定する場合は、次に掲げるものとする。

	場合	具体例
(1)	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
(2)	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
(3)	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
(4)	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し省令第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	過去に実存確認をしている場合(法人の場合)

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

(個人番号を示す書類の提示がない場合の番号確認書類として提示を受けることのできる書類)

19 省令第9条第5項第6号に規定する書類は、5に掲げるものとする。

(電子的に個人番号の提供を受ける場合の代理権確認方法)

20 省令第10条第1号に規定する方法は、次に掲げるものとする。

	方法	具体例
(1)	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること	委任状(税務代理権限証書)のデータの送信
(2)	横須賀市市税条例施行規則第2条の4第3項の規定に基づき本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること	本人の利用者IDを入力した上での送信

※ 原則として、個人番号利用事務実施者としては、地方税関係事務のみの取扱いです。



(電子的に個人番号の提供を受ける場合の代理人の身元(実在)確認方法)

21 省令第10条第2号に規定する場合は、次に掲げるものとする。

	場合	具体例
(1)	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）	代理人の署名用電子証明書
(2)	代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	代理人のeLTAXで認めている電子証明（番号利用事務実施者のみ）
(3)	代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	代理人の電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ）
(4)	代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	法人代理人の電子証明書（商業登記認証局が発行する電子証明書）
(5)	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法	番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
(6)	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること	代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信

	場合	具体例
	(以下、代理人が法人であってその従業員等から提供を受ける場合)	
(7)	本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
(8)	本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類のイメージデータの送信（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・地方税、国税、社会保険料又は公共料金の領収書 ・納税証明書
(9)	本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、横須賀市市税条例施行規則第2条の5第2項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）	税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力
(10)	本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、横須賀市市税条例施行規則第2条の5第2項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（税理士法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）	税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係るeLTAXで認めている電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力

※ 原則として、個人番号利用事務実施者としては、地方税関係事務のみの取扱いです。

(電子的に個人番号の提供を受ける場合の番号確認書類)

22 省令第10条第3号ロ前段に規定する書類は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	本人の個人番号カード(通知カード※)	(本人の)個人番号カード(通知カード※)
(2)	本人の還付された個人番号カード(還付された通知カード※)	(本人の)国外転出者に還付される個人番号カード(還付された通知カード※)
(3)	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの	(本人の)住民票の写し(個人番号が記載されたものに限る。)、住民票記録事項証明書(個人番号が記載されたものに限る。)
(4)	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

※ 通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

(電子的に個人番号の提供を受ける場合の番号確認書類の送信方法)

23 省令第10条第3号ロ後段に規定する方法は、次に掲げるものとする。

	書類	具体例
(1)	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信による送信を受けること	項番22の書類のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信

※ 原則として、個人番号関係事務実施者のみの取扱いです。

【変更履歴】

平成27年(2015年)12月17日 施行

令和2年(2020年)5月25日 本人確認書類としての通知カードの取扱変更に伴う一部変更

令和4年(2022年)4月1日 本人確認書類としての国民年金手帳及び基礎年金番号通知書の追加